

茅ヶ崎市消防本部訓令第 1 号

庁 中 一 般
出先機関全般

茅ヶ崎市消防署組織等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 0 日

茅ヶ崎市消防長 大 柳 誠 二

茅ヶ崎市消防署組織等規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市消防署組織等規程（昭和 5 4 年茅ヶ崎市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宮山出張所の項中「高座郡寒川町宮山 3 9 6 番地」を「高座郡寒川町宮山 2 1 5 0 番地 4」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 3 月 1 7 日から施行する。